

日野市地域防災計画の

修正点について（概要）

I. データの時点修正

（地震災害編・風水害編、資料編 全般）

組織改正に伴う課名等の変更

人口等時点データを最新のものに更新

例規、自主防災組織、医療機関、福祉避難所等最新のものに更新した。

II. 自主避難所について計画に位置付けた

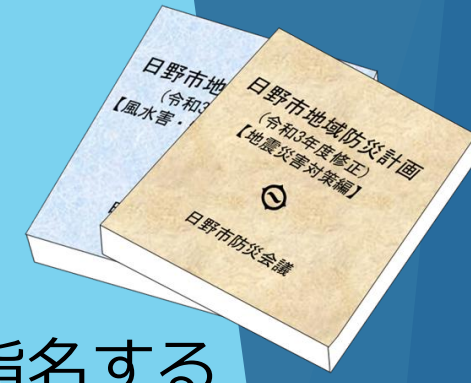
（風水害・特殊災害対策編 P.52、89、171、174 資料編 P.138）

風水害時に大雨注意報が発令され警報が出るかもしれないレベルの際に、自主避難所を開設し災害に対し不安のある方を受け入れる態勢を整え、地域防災計画上に位置付けた。

III. 災害時受援・応援計画について計画に位置付けた

（地震災害編 P.76、129 風水害編 P.133）

災害時には、多くの団体機関から、人的・物的資源の支援や提供が行われる。これを受け入れる態勢を整備し、災害時受援・応援計画を策定し、地域防災計画に位置付けた。



IV. 消防署と災害対策本部の連携態勢の構築に係る記述を追記した

(地震災害編 P.161 風水害編 P.179 資料編 P.9)

日野市災害対策本部条例施行規則を改正し、日野消防署長又はその指名する消防吏員を本部員に定め、災害対策本部と日野消防署の連携態勢を構築した。

V. 災害時のトイレ確保・管理計画について計画に位置付けた (策定中)

(地震災害編 P.135 風水害編 P.115、116)

令和7年の防災基本計画の修正は能登半島地震を踏まえた修正であり、能登半島地震ではトイレ問題が浮き彫りとなったことから、日野市では地域防災計画に「災害時のトイレ確保・管理計画」を位置付け現在策定中である。

VI. 東海地震に関する記述から南海トラフ地震に関する記述に修正

(地震災害編 P.238～244)

これまで東海地震に関する記述が主だったが、30年以内に60～90%の確率で発生するとされている南海トラフ地震に関する記述に修正した。

VII. 富士山噴火被害想定変更 (令和7年3月) による修正

(風水害編 P.250～255)

内閣府より「首都圏における広域降灰対策ガイドライン」が示されたことから、地域防災計画を修正した。